鈴鹿市 公共建築物個別施設計画 【概要版】

令和 6 年 4 月 鈴鹿市

鈴鹿市公共建築物個別施設計画【概要版】

鈴鹿市 ▶ 令和6年4月改定

	次
第1	章 公共建築物個別施設計画について
1	計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・ 1
3	対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4	計画期間及び計画の更新 ・・・・・・・・・・・ 1
第2	章 基本的な方針
1	対策の方法について ・・・・・・・・・・・・ 2
2	目標耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	長寿命化における改修内容 ・・・・・・・・・・・ 3
4	長寿命化の判定フロー ・・・・・・・・・・・・ 5
5	施設の方向性の検討・・・・・・・・・・・・・・6
6	対策の優先順位について ・・・・・・・・・・・ 6
7	施設の複合化・集約化について ・・・・・・・・・ 8
8	施設の複合化等の進め方・・・・・・・・・・・・・8
第3	章 個別施設の状態と方向性/第4章 小学校区ごとの施設の対策内容と実施時期
1	施設類型について ・・・・・・・・・・・・・・ 9
2	個別施設ごとの対策内容と実施時期 ・・・・・・・・ 10
	〇本編の第3章・第4章の内容をまとめて掲載しています。
第5	章 対策費用と財源の確保等
1	計画期間の対策に要する概算費用 ・・・・・・・・ 19
2	財源の確保等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 公共建築物個別施設計画について

1 計画の目的 (本編 P3)

総人口の減少や厳しい財源見通しなどを踏まえ、公共施設に対する長期的な視点を持って総合的かつ計画的な管理を推進するよう、「鈴鹿市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)を、2015(平成27)年12月に策定しました。

その中では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、①保有量の適正化、 ②運営管理の適正化、③長寿命化の推進の3つの視点を示しています。

今回策定しました「鈴鹿市公共建築物個別施設計画(以下「本計画」という。)」は、総合管理計画の基本的な考え方を踏まえて実践に移す計画として、各施設の改修等基本的な方針や、施設ごとの方向性、対策方法とその時期等についてとりまとめ、公共施設マネジメントを着実に推進することを目的とします。

2 計画の位置付け(体系図) (本編 P5)



3 **対象施設** (本編 P6)

対象施設は、総合管理計画の対象である公共建築物 229 施設のうち、延床面積が原則 100 ㎡以上※の施設とします。該当する施設は 210 施設 (総延床面積 560,554.85 ㎡) です。 ※消防分回車庫、放課後児童クラブ等の一部施設では、100 ㎡未満の施設も含まれています。

4 計画期間及び計画の更新 (本編 P7)



本計画では、計画期間を令和 2 年度から令和 33 年度の 32 年間として設定します。令和6年4月の改定では、令和6年度から令和 17 年度までの 12 年間を推進期間と位置付け、それぞれの期間において取り組む内容を設定します。計画の更新については、鈴鹿市総合計画との整合性も図りつつ、その更新時期に合わせて本計画は原則 4 年に 1 度の周期で見直します。

第2章 基本的な方針

1 対策の方法について (本編 P11)

総合管理計画では、基本的な考え方に施設の「保有量の適正化」、「運営管理の適正化」、「長寿命化の推進」を掲げており、人口減少、人口構成の変化に伴う、公共施設等の需要減少を見据え施設総量を抑制していく上で、施設の複合化や集約化(統合)に取り組む必要があるとしています。

施設の適正なあり方を検討していくにあたり、以下のような対策(手段)があるため、 検討し推進します。

【長寿命化】

当初の躯体の耐久性及び内装設備機能の向上を行う改修。または、部位ごとの状況に応じて行う改修により長寿命化を図る。

【複合化】

改築:複数の異なる機能を有する施設を、新たな建物を建設して、複合化を図る。

長寿命化:既存の施設を長寿命化し、異なる機能を有する施設を統合し、複合化を図る。

【集約化】

改築:複数の類似機能を有する施設を、新たな建物を建設して、集約化を図る。

長寿命化:既存の施設を長寿命化し、類似機能を有する施設を統合し、集約化を図る。

【改築】

建築物の全部を除却し、従前のものと著しく異ならない用途、規模、構造の建築物を建てる。

【維持管理】

長寿命化や大規模改修を実施せずに使用を継続する。

【転用】

現行の行政目的を廃止し、新たな目的に転換する。

【貸付】

「無償」又は「有償」で貸付する。

【譲渡】

「無償」又は「有償」で譲渡する。

【除却】

施設の取壊しを行う。

【新設】

建築物を新たに設置する。

※ 新設には、施設機能、需要等を踏まえ慎重に取り組んでいく必要があります。

2 目標耐用年数 (本編 P12)

建築物を長期間利用することにより、ライフサイクルコストを縮減させるため、適切な維持管理を行い、物理的に使用可能な年数まで建築物を使用することとします。

「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)では、定期的な維持管理がなされる場合は、70~80年程度もたせる長寿命化が可能であるとしています。

そのため、本市では鉄筋コンクリート造の長寿命化による目標耐用年数を原則 80 年以上と設定します。その他の構造についても、次のように目標耐用年数を設定します。

図表:構造別の耐用年数

構	目標耐用年数	
鉄筋コンクリー 鉄骨鉄筋コンクリ	80年以上	
鉄骨造	重量(S造)	80年以上
以"自"户 [軽量(LS造)	50年以上
木造(50年以上	

[※]目標耐用年数とは、目標とする使用年数を指します。

建築物の構造や立地の条件、気象条件などに影響されるため、一概に耐用年数まで維持できるものではありませんが、計画的な改修を実施し、目標とする耐用年数の間、建築物を使用するものとします。

3 長寿命化における改修内容 (本編 P14)

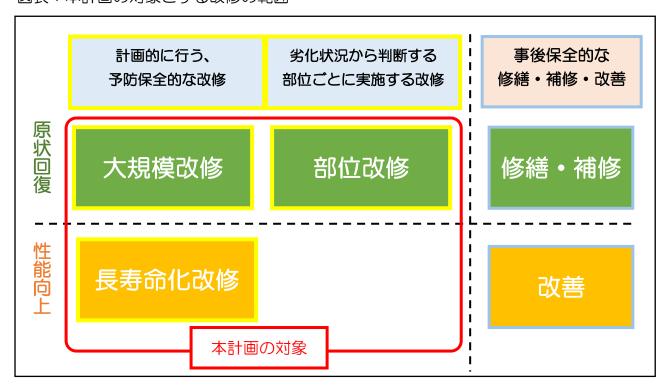
本計画においては、長寿命化に向けて「大規模・長寿命化改修」と「部位改修」という 2つの概念を予防保全と位置付け整理します。「大規模・長寿命化改修」のうち大規模改修 は、建物全体の物理的な不具合を直し、建物の耐久性を元の水準まで回復させることを指 します。

また、長寿命化改修とは、建物の機能や性能を改修時点で求められる水準より引き上げ、 施設の性能向上が図られるような改修を指します。

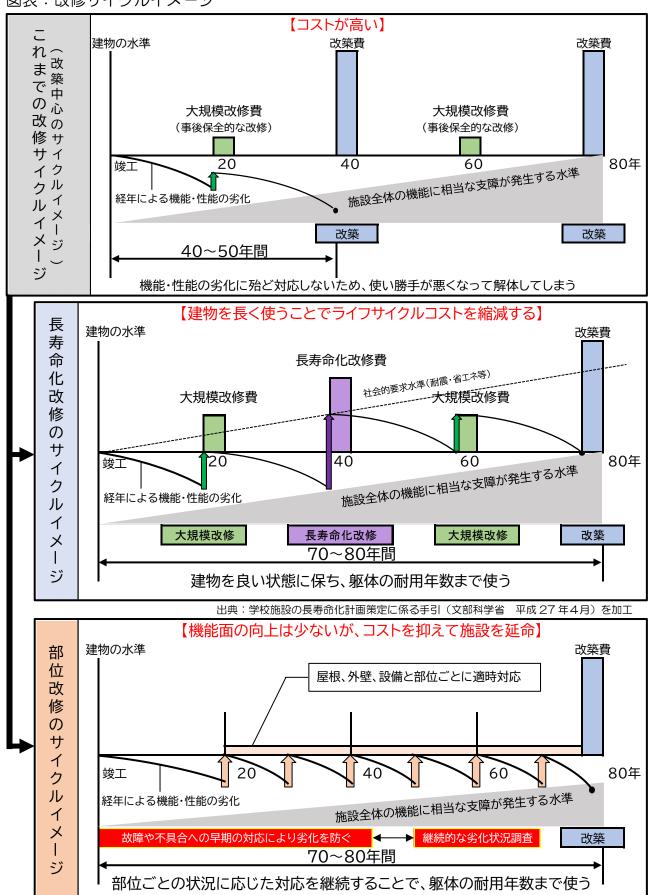
一方、部位改修とは、劣化状況の調査において、屋根、外壁、内部仕上、電気・機械設備といった部位ごとに劣化状況を把握し、状況に応じた対応を継続することで、建築物の躯体を維持しながら目標耐用年数まで延命を行うものです。

なお、事後保全的な修繕・補修・改善については、原状回復を「修繕」、壊れたり劣化 したりした箇所を使える状態になるまで補い、修理することを「補修」、破損や劣化時に 合わせて、事後保全的に性能向上を図るものを「改善」と位置づけます。

図表:本計画の対象とする改修の範囲



図表: 改修サイクルイメージ



出典:学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書(文部科学省 令和4年3月)を加工

4 長寿命化の判定フロー (本編 P16)

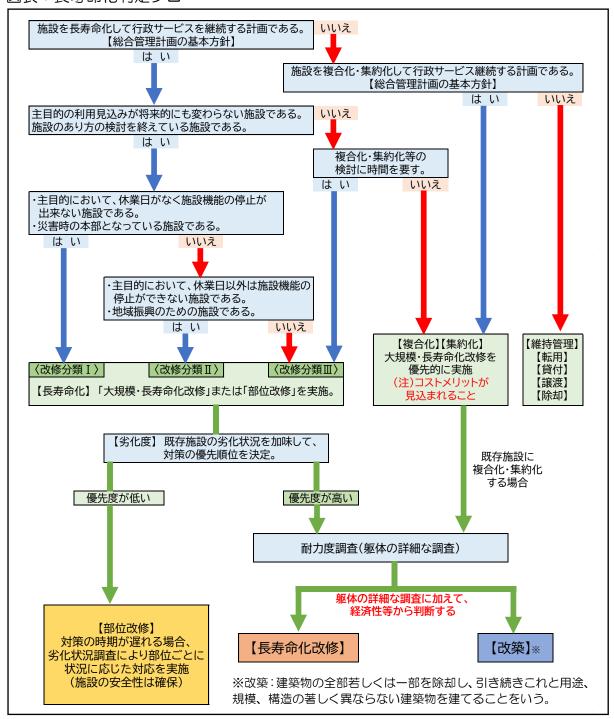
施設の大規模な改修は、多額の費用が掛かるため、すべての施設で実施することは困難な状況です。

そのため、将来的に継続的に利用していく施設を長寿命化の対象とし、長寿命化の対象となる施設の中でも、優先度が高いと考えられる施設については、「長寿命化改修」を実施します。

また、複合化や集約化によりコストメリットがあると見込まれる施設については、優先的に改修を伴う複合化・集約化を実施します。

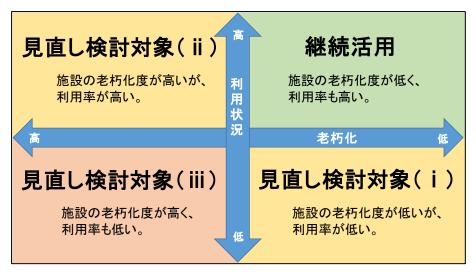
長寿命化の判定については、施設ごとに、原則、次のフローに従い判断します。

図表:長寿命化判定フロー



5 施設の方向性の検討 (本編 P19)

本計画では、具体的な実施に向けて施設の利用状況(ソフト)と老朽化(ハード)の2軸で4つの象限に区分し、総合管理計画の保有量縮減と財政負担の平準化という目的を踏まえて、施設の方向性を検討します。



定量評価に加えて、市民アンケートによる定性的評価や地域特性や将来の人口減少による影響等を検討して施設の方向性を判断しています。

6 対策の優先順位について (本編 P23)

本計画では、実情に即した対策の実施に向けて、建築物ごとに劣化状況を調査して状況を詳細に把握するとともに、当該建築物の利用目的や利用状況などの性質から施設ごとに分類(改修分類)を行い、施設の「劣化度」と「改修分類」の二つの要素から、対策の優先順位付けを行います。

(1)施設の劣化状況の調査

職員による現地調査や特定建築物定期点検等の実施により劣化状況を把握して評価を 行います。

劣化状況を分類するため、下表のとおり、①のコスト配分と②の評価点を定め、次に③の数式により、施設の劣化状況を 100 点満点で採点します。さらに点数ごとに $\mathbb{I} \sim \mathbb{N}$ の 4 段階に分類し、劣化度を決定します。

図表: 劣化度の算出方法

①評価部位とコスト配分			②部位ごとの評価点		③劣化度						
評価部位	コスト配分		評価点(4段階)		(①各部位のコスト配分×②評価点)÷60*						
屋根·屋上	5.1	Α	100								
外壁	17.2	В	75		※100点満点にするために60で割っている。						
内部仕上げ	22.4	С	40		劣化度						
電気設備	8	D	10		75点~100点 ⇒ I						
機械設備	7.3				55点~74点 ⇒ Ⅱ						
計	60				41点~54点 ⇒ Ⅲ						
	0点~40点 ⇒ IV										

出典: 学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(文部科学省 平成 29 年3月)を加工

(2)施設ごとの改修分類

目標耐用年数まで公共建築物を維持するにあたり、すべての公共建築物に対して長寿命化改修を行うことは財政上困難であるため、施設ごとに分類を行い、改修方法を検討します。

建築物の長寿命化に当たっては、「大規模・長寿命化改修」と「部位改修」の2つの手法で行いますが、「大規模・長寿命化改修」については、主目的の利用(平時の利用)において、改修時に止められない(休館ができない・仮設の施設が必要となる)施設を主に実施していきます。

図表:改修分類

改修分類	対象となる施設
i	・主目的において、休業日がなく施設機能の停止が出来ない施設 ・災害時の本部となっている施設 (本庁舎、保健センター、消防署)
ii	・主目的において、休業日以外は施設機能の停止が出来ない施設 (小中学校、幼稚園、保育所、障害福祉施設、応急診療所) ・地域振興のための施設(公民館・地区市民センター)
iii	・改修分類 i 、ii以外の施設 ・改修分類 i 、iiの中でも、施設の再編(複合化・集約化等)を検討中の施設

(3)対策の優先度の決定

どの施設から改修を行うのかについては、「施設の劣化状況」と「改修分類」を掛け合わせて優先順位を決定します。ただし、内部の設備機器が主体となり、日常生活への影響が大きい供給処理施設等については、優先的に改修を実施します。

また、改修分類「ii」や「iii」の施設でも、複合化・集約化を実施することで、延床面積及びライフサイクルコストの縮減が見込まれる場合は、優先的に「大規模・長寿命化改修」 又は「改築」を実施していきます。

図表:対策の優先度

劣化度 改修分類	IV	Ш	П	I
i	優先度 1	優先度 2	優先度 3	優先度 4
ii	優先度 2	優先度 3	優先度 4	優先度 5
iii	優先度 3	優先度 4	優先度 5	優先度 5

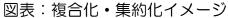
「優先度1」から「優先度2」の施設を中心に長寿命化改修を実施しつつ、財政的な制 約により、優先度が「優先度3」から「優先度5」の施設は、大規模改修や長寿命化改修 が困難となる為、屋根・外壁を中心とした部位改修を実施していきます。

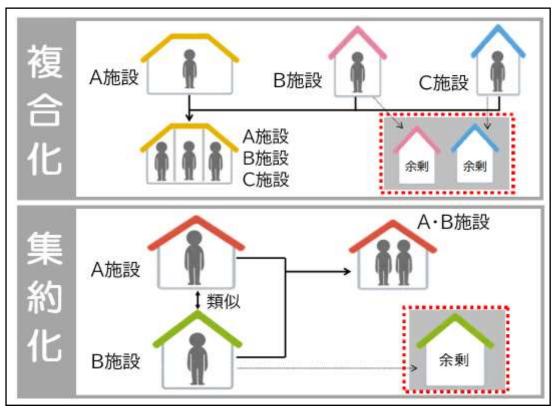
7 施設の複合化・集約化について (本編 P26)

施設の複合化とは、複数の異なる機能を有する施設をひとつの建物にまとめることをいいます。これにより、人員配置や維持管理の効率化を図ることができます。現在、本市には、地区市民センターと公民館、隣保館と児童センターなどの複合施設があります。

全国的な事例においても、学校の空き教室を活用し、幼稚園、放課後児童クラブ、高齢者支援施設としての活用や、図書館や文化ホール、生涯学習施設等の文化施設を集約して複合化している例などがあります。本市においても、空き教室の他用途への転用(複合化)を推進していきます。

また、施設の集約化とは、同一機能あるいは類似機能を有する複数の施設をひとつにま とめることをいいます。





8 施設の複合化等の進め方 (本編 P28)

本市においては、一定地域での利用を前提とする施設については、拠点化を図り小学校(小学校区)を中心とした複合化等を推進します。

また、市内全域をカバーし、広域で利用する施設は、場所の選定前に、施設の必要性を 検討し、その上で他の施設(機能)との複合化等を推進します。

本計画では、市内全域での公共施設等の再配置や統廃合といった総合的な検討は行いませんが、施設担当課で統廃合等を検討する場合に再配置(再編)計画を策定し、地域等の関係者と協議しながら進めていきます。また、その際は適宜、本計画を改定します。

第3章 個別施設の状態と方向性

第4章 小学校区ごとの施設の対策内容と実施時期(本編 P31~P117) 〇本編の第3章・第4章の内容をまとめて掲載しています。

1 施設類型について

第3章では、施設の類型ごとに個別施設の推進期間における対策内容と施設の方向性を記載しています。施設の分類については、図表「施設分類表」のとおりです。

図表:施設分類表

大分類	中分類	総延床面積(㎡)	施設数
	i 集会施設	15,147.23	31
(1)市民文化系施設	ii集会施設	4,027.30	11
	iii文化施設	10,704.04	2
(2)社会教育系施設	i図書館等	3,460.03	2
(2) 江公孙丹小旭成	ii 博物館等	5,082.60	7
(3)スポーツ・レクリエーション系施設	iスポーツ施設	16,944.69	6
(4)産業系施設	i 産業系施設	4,375.73	3
(千/连朱八/旭改	iiその他産業系施設	1,834.39	3
	i 学校	164,723.19	30
	ii 学校	91,445.55	10
(5)学校教育系施設	iii学校	123.93	1
	ivその他教育施設	6,291.90	2
	v その他教育施設	1,004.20	3
	i 幼稚園·保育所	14,626.48	20
(6)子育て支援施設	ii 幼児·児童施設	1,863.00	3
	iii幼児·児童施設	3,658.47	20
	i 障害福祉施設	1,030.83	1
(7)保健・福祉施設	ii 障害福祉施設	834.97	2
	iii保健施設	2,398.85	1
(8)医療施設	i 医療施設	301.34	1
	i 庁舎等	36,025.12	3
	ii庁舎等	618.42	2
(9)行政系施設	iii庁舎等	10,687.06	13
	ivその他行政系施設	655.43	1
	v その他行政系施設	1,006.72	1
	viその他行政系施設	206.18	2
(10)市営住宅	i 市営住宅	113,928.48	15
(11)供給処理施設	i 供給処理施設	41,823.11	4
	i 自転車駐車場	1,036.01	2
(12)その他	ii 斎苑	1,781.27	1
(12/CV)III	iii倉庫	495.75	2
	ivその他	2,412.58	5
合計	_	560,554.85	210

2 個別施設ごとの対策内容と実施時期

(1) 市民文化系施設

本市においては、小学校(小学校区)を中心とした複合化等を推進している為、本編では小学校区ごとで表示をしています。

i. 集会施設(公民館・ふれあいセンター)

施設	+t-=n.47	推進期間(12年間)								
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
1	国府公民館・国府地区市民センター						部位改修(外壁)			
2	住吉公民館									
3	庄野公民館・庄野地区市民センター		部位改修(屋根·外壁)							
4	加佐登公民館・加佐登地区市民センター						部位改修(屋根·外壁)			
5	牧田公民館・牧田地区市民センター									
6	清和公民館									
7	石薬師公民館・石薬師地区市民セン ター					部位改修(外壁)				
8	白子公民館					部位改修(屋根·外壁)				
9	旭が丘公民館						部位改修(屋根·外壁)			
10	愛宕公民館									
11	鼓ヶ浦公民館					部位改修(屋根·外壁)				
12	稲生公民館・稲生地区市民センター									
13	飯野公民館・飯野地区市民センター						部位改修(外壁)			
14	河曲公民館・河曲地区市民センター						部位改修(屋根·外壁)			
15	一ノ宮公民館									
16	長太公民館			部位改修(屋根·外壁)						
17	箕田公民館・箕田地区市民センター									
18	玉垣公民館・玉垣地区市民センター									
19	若松公民館・若松地区市民センター									
20	神戸公民館					部位改修(屋根·外壁)				
21	栄公民館・栄地区市民センター									
22	郡山公民館									
23	天名公民館・天名地区市民センター									
24	合川公民館・合川地区市民センター				部位改修(屋根·外壁)		部位改修(屋根·外壁)			
25	井田川公民館・井田川地区市民セン ター				部位改修(屋根·外壁)					
26	久間田公民館・久間田地区市民セン ター						部位改修(外壁)			
27	椿公民館・椿地区市民センター					部位改修(屋根·外壁)				
28	深伊沢公民館・深伊沢地区市民センター						部位改修(屋根·外壁)			
29	鈴峰公民館・鈴峰地区市民センター									
30	庄内公民館・庄内地区市民センター					部位改修(屋根·外壁)				
31	ふれあいセンター		部位改修(屋根)							
	1									

公民館・ふれあいセンターは、地域住民の生涯学習等の一定の役割を果たしていますが、地域づくりの活動拠点としても必要な施設となることから、長寿命化を施設の方向性とします。また、運営については、指定管理者制度の導入も検討していきます。

ii. 集会施設(コミュニティセンター等)

施設 #=0.4		推進期間(12年間)							
NO 施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
32	牧田コミュニティセンター								
33	白子コミュニティセンター								
34	神戸コミュニティセンター								
35	合川コミュニティセンター								

36	一ノ宮市民館			部位改修(屋根·外壁)	
37	一ノ宮団地隣保館・児童センター				
38	一ノ宮団地集会所				
39	玉垣会館	部位改修(屋根)			
40	地子町会議所			部位改修(屋根·外壁)	
41	八野集会所			部位改修(屋根·外壁)	
42	長法寺集会所				

地域の施設として住みよい地域社会の形成等において一定の役割を果たしていますが、公民館を含めた市全体の施設の整理を含め、コミュニティセンターの必要性とあり方について 2026 (令和8) 年度までに検討します。

iii. 文化施設

施設 NO	施設名	推進期間(12年間)						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
43	イスのサンケイホール鈴鹿							
44	文化会館							

イスのサンケイホール鈴鹿(市民会館)については、2016(平成28)年度から2017(平成29)年度にかけて天井の耐震化及びトイレのバリアフリー化などの長寿命化改修を実施しました。

文化会館については、2022(令和4)年度から2023(令和5)年度にかけて、DBM方式で長寿命化改修を実施しており、運営については、2024(令和6)年度から両館に指定管理者制度を導入します。

(2) 社会教育系施設

i. 図書館等

施設	施設 NO 施設名		推進期間(12年間)						
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
45	図書館								
46	図書館江島分館								

2024(令和6)年度から2027(令和9)年度の間に、図書館全体の機能・サービス等のあり方について整理を行い、文化会館との相乗効果や周辺の施設との集約化・複合化を含めて検討し、再整備の基本構想を作成します。

江島分館については、長寿命化を施設の方向性としますが、将来的には他の公共施設との複合化を検討します。

ii. 博物館等

施設	施設名	推進期間(12年間)							
NO	心政力	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
47	考古博物館					部位改修(屋根·外壁)			
48	庄野宿資料館								
49	佐佐木信綱記念館								
50	伊勢型紙資料館								
51	稲生民俗資料館								
52	大黒屋光太夫記念館								
53	伝統産業会館					部位改修(屋根·外壁)			

考古博物館・佐佐木信綱記念館(資料館)・大黒屋光太夫記念館については長寿命化を施設の方向性とします。稲生民俗資料館については、維持管理を方向性とし、推進期間内(12年間)に耐用年数や利用状況、社会情勢の変化を勘案し、集約化も含め、施設の在り方を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

i.スポーツ施設

施設	施設名		推進期間(12年間)							
NO	他改有	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
54	AGF鈴鹿体育館									
55	武道館									
56	鼓ヶ浦サン・スポーツランド					部位改修(屋根·外壁)				
57	AGF鈴鹿陸上競技場						部位改修(屋根·外壁)			
58	石垣池公園野球場									
59	西部体育館						複合化·集約化			

AGF 鈴鹿体育館、鼓ヶ浦サン・スポーツランド、AGF鈴鹿陸上競技場は長寿命化を方向性とします。 AGF鈴鹿体育館については、2018(平成30)年度に長寿命化改修を実施しました。

西部体育館は類似施設との集約化を方向性とします。

また、武道館は、単独用途としては過大な規模を有しており、部位改修であっても多額の改修費用を要する施設であるため、館内各スペースの利用状況を加味した上で、余剰スペースの撤廃又は規模縮小を行った改築を含め、検討します。

(4) 産業系施設

i. 産業系施設

施設	施設 施設名		推進期間(12年間)							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
60	鈴鹿地域職業訓練センター						部位改修(屋根·外壁)			
61	労働福祉会館									
62	農村環境改善センター						複合化·集約化			

労働福祉会館は、施設の老朽化や利用状況等も踏まえつつ、2026(令和8)年度までに他の公共施設との複合化等を検討します。

農村環境改善センターは、農村総合整備モデル事業による補助事業にて建築した施設で、後に地域活性化・生活対策臨時交付金にて耐震補強工事事業を実施しており、処分制限期間年数6年を残しています。そのため、処分制限期間中は、施設維持に必要な小規模修繕により施設を継続し、処分制限期間経過後は、近隣の公民館や西部体育館等の施設との複合化・集約化を方向性とし、規模を縮小して改築します。

ii. その他産業系施設

施設	施設 施設名		推進期間(12年間)							
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
63	一ノ宮共同作業場									
64	一ノ宮共同倉庫									
65	東玉垣地区農業用倉庫									

(5) 学校教育系施設

i. 学校(小学校)

施設					推進期間(12年間)	
Mix NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
66	国府小学校		部位改修(トイレ) (校舎棟、屋内運動場)				部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号12-1、12-2、12-3、22)
67	庄野小学校				部位改修(トイレ) (校舎一部)	部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) 複合化 (校舎棟番号1-1、1-2、2-1、2-2)	改築 (屋内運動場)
68	加佐登小学校					部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号9-1、9-2) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)	部位改修(照明) (屋內運動場)
69	牧田小学校			複合化 (校舎棟番号6-1、6-2、 6-3)		長寿命化改修 (校舎棟番号6-1、6-2、6-3、6-4) 改築 (屋内連動場)	
70	清和小学校						
71	明生小学校		部位改修(屋根) (屋内運動場)				複合化 (校舎棟番号1)
72	石薬師小学校				複合化 (校舎棟番号10-1) 部位改修(屋根・外 壁・設備・トイレ) (校舎棟番号10-1、10- 2、20)	部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校合業番号10-1、10-2、20)	
73	白子小学校			部位改修(トイレ) (校舎棟)		複合化 (校舎棟番号30) 部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号13-1、13-2、13-3、30)	
74	旭が丘小学校						
75	愛宕小学校					部位改修(トイレ) (校舎棟、屋内運動場)	複合化 (校舎棟番号16) 長寿命化改修 (校舎棟番号12-1、12-2、12-3、16)
76	鼓ヶ浦小学校					部位改修(照明) (屋内運動場)	部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1)
77	稲生小学校		部位改修(トイレ) (屋内運動場)				
78	飯野小学校		部位改修(屋根) (屋内運動場)			部位改修(トイレ) (校舎棟、屋内運動場)	長寿命化改修 (校舎棟番号13-1、13-2、15-1、15-2)
79	河曲小学校	改築 (屋内運動場)		長寿命化改修 (校舎棟番号8-1、8-2、 8-3、8-4)	長寿命化改修 (校舎棟番号8-1、8-2、 8-3、8-4)		
80	一ノ宮小学校			3 3 3 3	3 3 3 3	長寿命化改修 (校舎棟番号1-1、1-2、1-3) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)	
81	長太小学校		部位改修(屋根・外 壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1-1、1-2、 1-3、1-4、1-5)	部位改修(屋根・外 壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1-1、1-2、 1-3、1-4、1-5) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)			
82	箕田小学校		部位改修(トイレ) (屋内運動場)	(注7)建制物/			部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号11、16) 部位改修(照明) (屋内運動場)
83	玉垣小学校				部位改修(トイレ) (校舎棟、屋内運動場)		
84	桜島小学校					部位改修(照明) (屋內運動場)	長寿命化改修 (校舎棟番号1)
85	若松小学校			部位改修(トイレ)		複合化 (校舎棟番号11-3) 部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号11-1、11-2、11-3)	部位改修(照明) (屋內運動場)
86	神戸小学校					部位改修(照明) (屋內運動場)	長寿命化改修 (校舎棟番号4、17-1、17-2)
87	栄小学校						
88	郡山小学校						
89	天名小学校						
90	合川小学校						
91	井田川小学校						部位改修(屋根·外壁·設備) (校舍棟番号1) 部位改修(照明) (屋內運動場)
92	椿小学校		部位改修(トイレ) (校舎棟)			部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号10、14)	
93	鈴西小学校						
94	深伊沢小学校					部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1-1、1-2、19)	
95	庄内小学校					部位改修(屋根・外壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1) 部位改修(トイレ) (屋内連動場)	

小学校は、長寿命化を方向性としますが、児童数の減少により小規模校・過小規模校となることが予測される小学校については、他の小学校との再編を視野に入れて施設の在り方を考えていきます。再編等の動向に注視しながら、安全確保・環境改善に関する改修を実施します。

必要な地域で作成される再編計画に基づき、その内容を本計画の見直しの際に反映していきます。

ii. 学校(中学校)

施設	施設名				推進期間(12年間)	
NO	他 政石	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
96	平田野中学校						
97	白鳥中学校		部位改修(屋根・外 壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1-1、1-2、 2、3、6)	部位改修(屋根・外 壁・設備・トイレ) (校舎棟番号1-1、1-2、 2、3、6) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)			
98	白子中学校	長寿命化改修(一部改築) (校舎棟番号1-1、1-2、2-1、2-2、2-3、25)	長寿命化改修 (校舎棟番号3-1、3-2) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)	長寿命化改修 (校舎棟番号21)			
99	鼓ヶ浦中学校					部位改修(照明) (屋內運動場)	部位改修(屋根·外壁·設備) (校舎棟番号1-1、1-2、4)
100	創徳中学校		部位改修(トイレ) (屋内運動場)				
101	神戸中学校						
102	大木中学校	部位改修(照明) (屋內運動場)				部位改修(トイレ) (屋内運動場)	
103	千代崎中学校					改築 (校合棟) 部位改修(トイレ) (屋内運動場)	
104	天栄中学校						
105	鈴峰中学校		部位改修(トイレ) (屋内運動場)				

中学校は、長寿命化を方向性としますが、生徒数の減少により小規模校・過小規模校となることが予測される中学校については、他の中学校との再編を視野に入れて施設の在り方を考えていきます。再編等の動向に注視しながら、安全確保・環境改善に関する改修を実施します。

必要な地域で作成される再編計画に基づき、その内容を本計画の見直しの際に反映していきます。

iii. 学校(さつき教室)

施設	施設 NO 施設名	推進期間(12年間)							
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
106	さつき教室								

iv. その他教育施設(学校給食センター)

施設	施設 NO 施設名		推進期間(12年間)						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
107	学校給食センター	大規模改修(設備)	大規模改修(設備)	大規模改修(設備)					
108	第二学校給食センター						大規模改修(設備)		

∨. その他教育施設(人権教育施設)

施設	++-=n. Az		推進期間(12年間)							
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
109	人権教育センター									
110	一ノ宮教育集会所									
111	玉垣教育集会所						部位改修(屋根·外壁)			

(6) 子育て支援施設

i. 幼稚園 • 保育所

施設	+t==0.47				推進期間(1	12年間)	
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
112	国府幼稚園					部位改修(屋根·外壁)	
113	加佐登幼稚園		譲渡·除却				
114	白子幼稚園						
115	旭が丘幼稚園						
116	稲生幼稚園	転用					
117	飯野幼稚園				部位改修(屋根)		
118	箕田幼稚園		譲渡·除却				
119	玉垣幼稚園					集約化(改築)	
120	神戸幼稚園						

121	栄幼稚園	譲渡·除却			
122	牧田保育所				
123	算所保育所				
124	白子保育所				部位改修(屋根·外壁)
125	西条保育所				
126	河曲保育所・子育て支援センター ハーモニー				
127	一ノ宮保育所				部位改修(屋根·外壁)
128	玉垣保育所			集約化(改築)	
129	神戸保育所				部位改修(屋根·外壁)
130	合川保育所				
131	深伊沢保育所			部位改修(屋根·外壁)	

幼稚園については、健康で安全に過ごせる豊かな環境を確保し、地域との連携や周辺環境との調和に配慮した施設整備を行います。現存する施設については、長寿命化を施設の方向性としながらも、状況に応じて引き続き集約化を図る必要があり、改修コスト削減の考え方からも既存施設の活用を原則としますが、利用児童数の更なる減少や、駐車場の制限、仮園舎の建築に問題があるなど特別の事情がある場合は、他施設との集約化や複合化を図りながら移転・建替えを検討します。

保育所については、ニーズの高まりを受け定員を維持し、そのための長寿命化を施設の方向性としますが、状況に鑑みて集約化の可能性についても検討します。利用児童数の減少や、駐車場の制限、仮園舎の建築に問題があるなど特別の事情がある場合は、施設面や地域の実情、各施設の事情等を考慮し、幼保一元化、認定こども園化も視野に入れた移転・建替えを検討します。

ii. 幼児・児童施設(児童センター等)

施設	施設 施設名		推進期間(12年間)							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
132	玉垣児童センター									
133	子育て応援館				譲渡·除却					
134	子育て支援センターりんりん									

iii. 幼児・児童施設(放課後児童クラブ)

施設	+/ - =0. / 7				推進期間(1	12年間)	
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
135	放課後児童クラブ(国府)						
136	放課後児童クラブ(明生)						複合化
137	放課後児童クラブ(庄野)					複合化	
138	放課後児童クラブ(牧田)			複合化			
139	放課後児童クラブ(石薬師)				複合化		
140	放課後児童クラブ(白子)					複合化	
141	放課後児童クラブ(旭が丘)						
142	放課後児童クラブ(愛宕)						複合化
143	放課後児童クラブ(飯野)						
144	放課後児童クラブ(河曲)						
145	放課後児童クラブ(箕田)						
146	放課後児童クラブ(桜島)						
147	放課後児童クラブ(若松)					複合化	
148	放課後児童クラブ(神戸)						
149	放課後児童クラブ(栄)						
150	放課後児童クラブ(郡山)						
151	放課後児童クラブ(天名)						
152	放課後児童クラブ(井田川)						
153	放課後児童クラブ(庄内)						
154	放課後児童クラブ(深伊沢)						

国の通知「『新・放課後子ども総合プラン』について」によると、放課後児童クラブを整備する場合には、 学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施す ることを目標としています。

また、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましいとされています。そのため、小学校の余裕教室等の活用を基本とした複合化を施設の方向性とします。余裕教室等がなく、当面の間、小学校との複合化が困難な施設は、施設維持に必要な修繕により利用を継続する維持管理を方向性とし、施設の在り方を検討します。

(7) 保健·福祉施設

i. 障がい福祉施設(生活介護施設)

施設	+ /- =n.47	推進期間(12年間)							
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
155	ベルホーム		部位改修(屋根·外壁)						

ii. 障害福祉施設(療育センター)

施設	施設 NO 施設名		推進期間(12年間)						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
156	第1療育センター						部位改修(屋根·外壁)		
157	第2療育センター								

iii. 保健施設

施設	施設 #=0.4	推進期間(12年間)						
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
158	保健センター						長寿命化改修	

(8) 医療施設

i. 医療施設

施設	₩=₽₽	推進期間(12年間)						
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
159	応急診療所							

(9) 行政系施設

i. 庁舎等(市役所)

施設	施設名	推進期間(12年間)							
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
160	本庁舎(本館·西館)	大規模改修 (本館照明·制御設備)	大規模改修 (本館照明·制御設備)	大規模改修 (本館照明·制御設備)		大規模改修(本館機械設備・ 立体駐車場外壁・渡り廊下外壁) 長寿命化改修(西館)	大規模改修(本館電気設備)		
161	附属建物(詰所·倉庫·車庫)								
162	別館第3								

ii. 庁舎等(地区市民センター)

施設	++-=⊓		推進期間(12年間)						
NO	施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
163	白子地区市民センター								
164	一ノ宮地区市民センター						部位改修(外壁)		

地区市民センターは、長寿命化を施設の方向性としますが、今後は、住民ニーズの多様化や DX の進展、 行政組織の利用形態の変化等を見据え、その機能とあり方について検討を進めて、複合化・集約化を推進 します。

公民館と複合化されている地区市民センターについては、P10「 i. 集会施設(公民館・ふれあいセンター)」に記載しています。

iii. 庁舎等(消防施設)

施設	施設名				推進期間(12年間)	
NO	他設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
165	消防本部·中央消防署					大規模改修(設備)	
166	中央消防署西分署					長寿命化改修	
167	中央消防署北分署			長寿命化改修			
168	中央消防署東分署						長寿命化改修
169	中央消防署鈴峰分署						
170	南消防署					長寿命化改修	
171	南消防署天名分署·天名分団車庫						
172	白子分団車庫	改築					
173	飯野分団待機所						
174	神戸分団車庫						
175	栄分団車庫						
176	井田川分団車庫						部位改修(屋根·外壁)
177	合川分団車庫						

消防施設については、防災拠点としての機能を維持するため、長寿命化を施設の方向性とします。

2026(令和8)年度に中央消防署北分署の長寿命化改修を予定していますが、2024(令和6)年度中に「消防力適正配置調査」の結果から、署所の再配置等を検討し、中央消防署北分署の移転又は長寿命化改修を計画します。2028(令和10)年度から2031(令和13)年度の間には、消防本部・中央消防署の大規模改修(設備)、中央消防署西分署、南消防署の長寿命化改修を計画しています。

iv. その他行政系施設(河川防災センター)

施設	₩╗Д		推進期間(12年間)						
NO 施設名 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度						令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
178	河川防災センター								

∨. その他行政系施設(男女共同参画センター)

	施設 NO 施設名		推進期間(12年間)							
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度			
	179	男女共同参画センター								

vi. その他行政系施設(観光案内所)

施設	施設 NO 施設名		推進期間(12年間)						
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度		
180	鼓ヶ浦観光案内所								
181	千代崎観光案内所								

(10) 市営住宅

i. 市営住宅

施設	施設名				推進期間(1	2年間)	
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
182	岡田団地						
183	ハイツ旭が丘	部位改修(外壁)	部位改修(外壁)	部位改修(外壁)	部位改修(外壁)	部位改修(外壁) (あざみ棟、あじさい棟)	部位改修(設備) (ひまわり棟)
184	南旭が丘団地						
185	鼓ヶ浦団地						
186	安塚団地						
187	十宮団地					部位改修(設備) (A棟、B棟)	部位改修(設備) (C棟、D棟、E棟、F棟)
188	一ノ宮団地						
189	一ノ宮団地 改良住宅						
190	一ノ宮地区内団地						
191	一ノ宮地区内団地 改良住宅						
192	高岡山杜の郷						部位改修(外壁) (いちりんそう、にりんそう、さくらそう) (しゃくやく、こすもす、むくげ)

193	東玉垣団地				
194	東玉垣第2団地				
195	桜島団地			部位改修(設備) (A棟、B棟)	部位改修(設備) (C棟、D棟、E棟、F棟)
196	潮風の街磯山			部位改修(屋根) (A棟、B棟、C棟、D棟、E棟、F棟、G棟、H棟)	部位改修(屋根) (I棟、J棟)

市営住宅は、「鈴鹿市市営住宅長寿命化計画」に基づき、構造や築年数等から総合的に判断し、維持管理・長寿命化・除却に区分し、各区分に応じた対策の実施を施設の方向性とします。

公営住宅については、公営住宅法上の耐用年限及び減価償却資産の耐用年数を参考に、目標耐用年数を 設定し、長寿命化対策及び長寿命化以外の適正な維持管理又は修繕を施設の方向性とします。

また、入居率が減少傾向にある団地においては、空き戸数の状況を踏まえ、団地内での住戸集約化により一部の棟を除却するなど、団地規模の適正化を図ります。改良住宅については、今後、住宅地区改良事業を実施する予定がないことから、既存ストック施設の延命、有効活用を図り、入居者が安全に居住できるよう整備を行っていきます。

南旭が丘団地、鼓ヶ浦団地、東玉垣団地については、用途廃止後に除却の方針です。

(11)供給処理施設

i. 供給処理施設 (廃棄物処理施設)

施設	施設 NO 施設名	推進期間(12年間)					
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
197	清掃センター					改築	改築
198	不燃物リサイクルセンター					長寿命化改修	長寿命化改修
199	クリーンセンター	改築	改築	改築			
200	深谷処理場浸出水処理施設						

(12) その他

i. 白転車駐車場

施設		推進期間(12年間)						
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
201	白子駅東·白子駅東第2自転車駐車 場						部位改修(屋根·外壁)	
202	白子駅西自転車駐車場							

ii. 斎苑

施設	+t==n.47	推進期間(12年間)						
N	NO 施設名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
20	03	斎苑					改築	

iii. 倉庫

施設		推進期間(12年間)					
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度
204	一ノ宮倉庫						
205	教育関係倉庫						

iv. その他

施設	施設 NO 施設名	推進期間(12年間)						
NO		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度~令和13年度	令和14年度~令和17年度	
206	旧白子出張所	譲渡·除却						
207	旧鈴鹿亀山地区伝染病隔離病舎						譲渡·除却	
208	旧高岡山土地区画整理組合浄化セン ター						譲渡·除却	
209	旧天名公民館・天名地区市民セン ター		譲渡·除却					
210	旧子育て支援センターりんりん		譲渡・除却					

第5章 対策費用と財源の確保等

1 計画期間の対策に要する概算費用 (本編 P121)

本市では、総合管理計画に基づき、建築物が老朽化(60 年程度)した際の改築を想定していましたが、今後は、「大規模・長寿命化改修」及び「部位改修」を行い、築 80 年以上使用することを目標として「建築物の長寿命化」を図ります。

「建築物の長寿命化」を図った場合の対策費用については、図表「長寿命化の対策別改修整備水準」に基づき、長寿命化の対策ごとに、個別に工事の概算費用を算出しています。 なお、大規模な工事については、別途設計費を該当年度に加算しています。

図表:長寿命化の対策別改修整備水準

↓ □ /- - -	長寿命化の対策							
部位	長寿命化改修	大規模改修	部位改修					
屋根•屋上	・屋根,屋上防水の全面改修	• 屋上防水の更新						
外壁	・外壁等の全面改修(中性化対策)・外壁浮き、クラック補修、シーリング打替・建具周囲シーリング打替	・外壁の塗装・外壁浮き、クラック補修、シーリング打替・建具周囲シーリング打替						
内装	・床,壁,天井の改修	・損傷の激しい箇所の改修	・部位ごとの劣化状況に					
電気設備	・照明LED化・幹線ケーブル更新・耐用年数経過機器更新	• 耐用年数経過機器更新	応じて改修を行う					
機械設備	• 給排水管(主管)更新 • 耐用年数経過機器更新	• 耐用年数経過機器更新						
機能向上	トイレ:乾式,洋式化, 誰でもトイレ設置エレベーターの新設,更新段差解消,防犯力メラ設置等	_						

※機能向上ついては、法令上の義務が必要な場合を除き、施設の利用状況、性質から実施の可否を検討することとします。

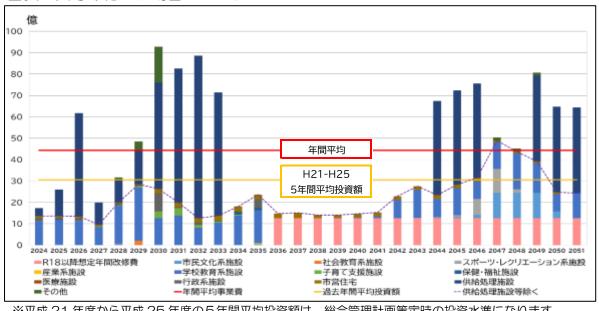
本計画で設定した改修・改築等の対策費用及び対策時期を基に費用をシミュレーションすると、2024(令和6)年度以降の計画期間にかかる費用の総額は、約1,241.5億円(年平均:約44.3億円)の試算結果となりました。これは、総合管理計画策定当初(60年で改築)の試算額約1,516.9億円と比較して、約275.3億円の費用縮減が図れる見込みとなります。

また、1年あたりにおいては、9.8億円の対策費用の縮減が図れることとなります。

本計画では、対策の優先度が高い施設について、長寿命化改修等を実施する時期が集中 しないように適切に順位付けを行ったほか、長寿命化の対策手法として、部位ごとの劣化 状況に応じて対策を実施する「部位改修」の概念を取り入れ、同時期に建築された施設に ついても、部位ごとの改修履歴や劣化状況に応じて、部位改修の時期を適切に順位付けす ることにより、年度ごとの対策費用の平準化を図りました。

しかし、図表「長寿命化した場合のコストシミュレーション」にあるように、1年平均 のボーダーラインを大きく超えるポイントが3回あります。2030(令和 12)年度から 2033(令和 15)年度の期間であり、この期間においては、市民にとって「あたりまえ」 の生活を支える対応が求められる社会基盤施設(清掃センター等)の改築などから対策費 用の平準化を図れず、1年平均のボーダーラインを大きく超えます。2回目は、目標耐用 年数を超えた施設の改築が始まる2042(令和24)年度以降において発生します。特に、 2044 (令和 26) 年度から 2046 (令和 28) 年度においては、市民生活を支える社会基 盤施設(不燃物リサイクルセンター)の改築から1年平均のボーダーラインを超えていま す。

また、3回目として、2049(令和31)年度以降は多くの施設の改築がピークを迎え ることから対策費用の平準化が困難な状態となります。



図表:長寿命化した場合のコストシミュレーション

※平成21年度から平成25年度の5年間平均投資額は、総合管理計画策定時の投資水準になります。

(千円) ①従来の考え方 ②長寿命化を行い (1)-(2)(60年で改築した場合) 目標耐用年数まで使用した場合 縮減額 12年間の推進期間 70,176,484 **▲** 11,942,014 58,234,470 (令和6年度~令和17年度) 1年平均 5,848,040 4,852,873 **▲** 995,168 28年間 151,685,154 124,153,967 ▲ 27,531,187 (令和6年度~令和33年度) 1年平均 5,417,327 4,434,070 ▲ 983,257

※①従来の考え方に基づく費用は、計画策定時(令和2年7月)のデータを引用しています。

※改修費用の推計額については、次頁の改築費用等の積算条件を基に、施設ごとに積算した費用の合算になります。

2 財源の確保等 (本編 P125)

本計画では、2024(令和6)年度から2051(令和33)年度の間において、前述のとおり1年あたり約44.3億円と膨大な費用が必要であると試算しました。また、一部年度においては、44.3億円を超える対策費用も必要となります。

このことからも、充当可能な財源として、保有量の多くを占める学校施設については「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」(施設費負担法)等にもとづく補助事業を利用するなど、施設ごとの補助事業の積極的な活用や、地方債や基金等を的確に見込んで、効率的な財政運営を行うことが必要となります。

国では、公共施設等の老朽化対策をはじめ、適正管理を推進するため、「公共施設等適 正管理推進事業債」として、個別施設計画等の対象事業に対して自治体の取組を支援して いることから、これらの地方財政措置や基金などを最大限活用しながら、施設整備の財源 確保を図ります。

図表:個別施設計画の策定と国の財政措置

	対象事業	地方債の 充当率	交付税措置率
(1) 複合化·集約化事業	・延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業		50%
(2) 長寿命化事業	【公共用建物】 ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業 【社会基盤施設】 ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業 (一定の規模以下等の事業) ・道路、河川管理施設、都市公園施設等のインフラ施設		
(3) 転用事業	・他用途への転用事業	90%	財政力に応じて
(4) 立地適正化事業	・コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの 視点に基づく事業		30~50%
(5) ユニバーサルデザイン化事業	・公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業		
(6)脱炭素化事業	・地球温暖化対策計画において、地方団体が率先的に 取り組むこととされている事業 (太陽光発電の導入、省エネルギー改修の実施など)		
(7)除却事業	・建築物その他の工作物の除却		_

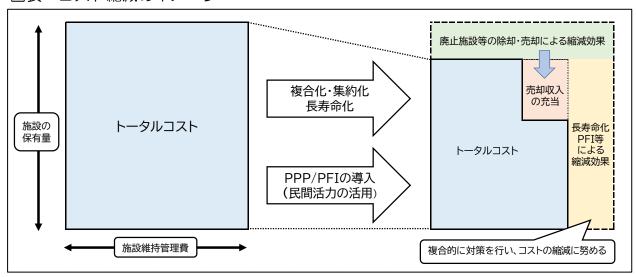
出典:令和4年度地方財政対策の概要(総務省 令和3年12月24日)を加工

これら特定財源の歳入確保に合わせて、基本的な方針として移転改築等により不要となった旧施設については、速やかに売却や譲渡等を行うことにより、対策費用の捻出と維持管理費の削減を行います。

また、コスト縮減の手段として、PPP/PFI などの手法も含めた民間活力の活用も検討するなど、サービスを低下させないよう配慮しつつ施設の更新にかかる費用を抑制します。

その理由として、従来型の公共工事の発注方式に比べて、設計・施工・維持管理運営などの一括発注(長期間)の効果等により、発注の手続きや工事監理、維持管理に係る行政経費の縮減につながります。

図表:コスト縮減のイメージ



目標耐用年数を超えた施設の改築が増加する 2042(令和 24)年度以降においては、 人口減少の状況や利用状況等も把握しながら、改築の必要性の是非、また積極的な複合化・ 集約化等による統廃合を進めることにより、対策費用や維持管理費の削減を行います。

ソフト面においては、2030 (令和 12) 年度から 2033 (令和 15) 年度までの多くの対策費用が必要となる期間で抜本的な事務事業の見直し(廃止等)を図り、コストを削減することにより、社会基盤施設を維持し、市民サービスの維持に努めます。

なお、財源確保の状況や本市を取り巻く財政事情によって、記載したとおりの長寿命化等を行うことに困難が生じた場合は、「4 計画期間及び計画の更新」(P1)を行います。

鈴鹿市公共建築物個別施設計画【概要版】

(発行日) 令和6年3月

(発行) 鈴鹿市

(編集) 都市整備部 公共施設政策課

〒513 - 8701三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059 - 382 - 9005 FAX 059 - 382 - 8188

E - mail kokyoshisetsuseisaku@city.suzuka.lg.jp

URL http://www.city.suzuka.lg.jp/